

9月5日 事務次官等会議
9月6日 閣議
9月9日 公布(予定)

平成17年9月
内閣府

「平成十七年六月二十七日から七月十五日までの間における梅雨前線による豪雨により発生した災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令案」について

激甚災害名

「平成17年6月27日から7月15日までの間における梅雨前線による豪雨により発生した災害」

6月27日から7月15日にかけて日本付近に停滞した梅雨前線の影響により各地で大雨となった。

6月27日から7月4日にかけては、東北地方や西日本に梅雨前線が停滞し東北地方、北陸地方、中国地方、四国地方などの各地で大雨となった。

7月5日から7月6日にかけては、九州地方に梅雨前線が停滞し九州地方を中心に大雨となり、特に、梅雨前線が九州地方南部に南下した6日には熊本県で猛烈な雨が降った。

7月8日から7月15日にかけては、西日本から東日本にかけて梅雨前線が停滞し九州地方を中心に広い範囲で大雨となった。

これらにより、新潟県、大分県や熊本県を中心に大きな被害が発生した。

被害の発生状況

農地、農業用施設及び林道関係

(単位：億円)

	農地	農業用施設	林道	合計
査定見込額	24.8	48.9	22.1	95.8

指定基準

今回適用する基準は、激甚災害指定基準(昭和37年12月7日中央防災会議決定)第2のB及び第9を満たす。

【激甚災害指定基準関係】

(第2のB) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置

農地等の災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.15%

9,575百万円 > 5,245百万円 (= 34,964億円 × 0.15%)

かつ

一の都道府県の査定見込額 > 10億円……の県が1以上

(新潟県) 20億円

(第9) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

法第5条の措置が適用される場合

適用すべき措置の概要

激甚災害（本激）＜全国について適用＞

（１） 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（法第5条）

農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業等について農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（以下「暫定法」という。）等に基づく通常の国庫補助のかさ上げを行う。（84% 93%（農地、過去5年間の実績））

（２） 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第24条第2項から第4項まで）

農地、農業用施設及び林道に係る災害復旧事業で、暫定法の適用を受けない小災害の復旧事業費に充てるため発行が許可された地方債に係る元利償還金を基準財政需要額に算入する。

連絡先

内閣府政策統括官（防災担当）付

石井、宜保、及川

03-5253-2111（代）（51205・51210）

03-3501-5408

政令第 号

平成十七年六月二十七日から七月十五日までの間における梅雨前線による豪雨により発生した災害に
ついでにの激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二
条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」とい
う。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げると
おり指定する。

激 甚 災 害	適 用 す べ き 措 置
平成十七年六月二十七日から七月十五日までの間 における梅雨前線による豪雨により発生した災害	法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに 規定する措置

附 則

この政令は、公布の日から施行する。